

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

第二次納税義務の適用要件 —著しく低い額の対価による譲渡—



----- 依田 孝子〔大森支部〕

はじめに

TAINS解体新書の連載がスタートしてから、今年で9年目になります。これからも、実務に役立つ判決・裁決等の情報をお届けしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第二次納税義務については、国税徴収法(32条~39条、41条)及び地方税法(11条~11条の9、12条の2)に規定されていますが、最近、第二次納税義務に関する争いも多いようです。

今回は、無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務(徴法39、地方税法11の8)に関する納税者勝訴の判決をご紹介します。

I 担保権付マンション25戸の一括譲渡

平27.6.16福岡地裁判決
(全部取消し)(確定) Z999-7187

<事案の概要>

原告は、マンションの分譲販売を行うA社(滞納者)から、マンション1棟全135戸のうち25戸(本件物件)を、2億8120万円(売却価格の2分の1)で一括譲渡(本件譲渡)を受けました。

この事案は、処分行政庁が本件物件の時価は4億9380万円、本件譲渡は「著しく低い額の対価による譲渡」(徴法39)に当たるとして、原告に対し、A社の滞納国税(消費税等)につき第二次納税義務に基づく納付告知処分をしたことから、争われたものです。

<裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり判断し、納付告知処分は、徴収法39条の要件を満たさない違法なものであるとして、その処分を取り消しました。

1. 低額譲渡と徴収不足との基因関係

① 徴収法39条は、徴収不足が無償又は著しく低い額の対価による譲渡等に基因すると認められることを第二次納

税義務の要件として定めている。

② 本件物件には滞納国税に優先する担保権(7億円超)が付着していた。

③ 国税債権に優先する担保権が付着し、その被担保債権額が時価を上回る物件は、滞納処分において国税徴収の引当てとなる財産ではないのであるから、滞納者がこれを譲渡してその物件の所有権を失っても、特段の事情のない限り、その譲渡がなければその後の徴収不足が生じなかったという関係は認められない。そして、本件において、上記特段の事情は認められない。

④ したがって、本件譲渡がなければ滞納国税について徴収不足が生じなかったとの事実認められないから、基因性は認められない。

2. 「著しく低い額の対価」該当性

① 「著しく低い額の対価」というには、譲渡対象物件の社会通念上通常形成されるべき取引価格に比して、著しく低いことが必要であると解される。

② 担保権利者の意向から25戸を一括譲渡する方法でしか販売できなかった以上、25戸を一括したものが社会通念上不可分の1個の取引客体なのであり、このような取引客体について、社会通念上通常形成されるべき取引価格に比して著しく低い価格による譲渡であったかを判断するのが相当である。

③ 本件物件25戸を不可分の1個の取引客体として一括譲渡する場合には、本件物件を構成する各区分建物の価格を単純に合計したものが社会通念上通常形成されるべき取引価格ではなく、それにある程度の市場性減価(15%)を行うのが相当であると認められる。

④ 本件物件の構成する各区分建物の価格については、本件譲渡後に原告が本件物件を販売した際の契約金額の総額から諸費用を控除した金額が4億9281万円であったことも考慮し、被告の鑑定評価額を合計した4億9380万円を採用する。そうすると、これに15%の

市場性減価を施した額である4億1973万円が、本件物件の社会通念上通常形成されるべき取引価格であると認められる。

⑤ 譲渡価格に折半利益(合意に基づき滞納者が原告から受ける利益)を加えた3億1957万円を社会通念上通常形成されるべき取引価格である4億1973万円と比較すると、76.14%となって、4分の3を上回り、仮に、折半利益を加えない2億8120万円と比較しても、67%となって、約3分の2となるから、もはや2分の1をある程度上回るにすぎないとはいえない。

⑥ そうすると、本件譲渡は、基本通達(39条関係7)にいう「おおむね2分の1」の要件をも満たさないし、徴収法39条にいう「著しく低い額の対価による譲渡」に当たるとはいえない。

II 「徴収すべき額に不足すると認められる場合」とは

平27.11.6最高裁判決
(上告人東京都)(棄却)(確定)
Z999-8359

<事案の概要>

本件は、A社が、東京都知事からB社を滞納者とする都税に係る徴収金について第二次納税義務の納付告知(地方税法11の8)を受けたため、A社を吸収合併した被告A社がその納付告知の取消しを求める事案です。

<裁判所の判断>

最高裁判所では、次のとおり判断し、納付告知は違法であるとして取り消した原審の判断を是認し、東京都の請求を棄却しました。

① 地方税法11条の8に定める第二次納税義務が、第三者に対して本来の納税義務者からの徴収不足額につき補充的に課される義務であることに照らすと、同条にいう「滞納者の地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められ

る場合」とは、第二次納税義務に係る納付告知時の現況において、本来の納税義務者の財産で滞納処分により徴収することのできるものの価額が、同人に対する地方団体の徴収金の総額に満たないと客観的に認められる場合をいうものと解される。

② 納付告知がされた平成21年8月4日の時点における徴収金の額は合計16億4994万円であったところ、同年4月21日に破産手続開始の決定がされた時点において、B社には別除権の対象ではない76億5449万円の清算価値の資産があるとされ、同年10月20日の時点における破産財団の現在高は37億9107万円に上っており、さらに、B社は、これとは別に、納付告知時より前から、別除権の対象ではない財産として、D信託銀行に対する約68億円に及び預託金の返還請求権を有していたというのである。そして、納付告知の前後においてその財産に大幅な変動があったものとは考え難い。

③ 以上に鑑みると、納付告知の時点において、B社の財産で交付要求等を含む滞納処分により徴収することのできるものの価額が徴収金の総額に満たないと客観的に認められるとはいえず、納付告知は、地方税法11条の8にいう「滞納者の地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合」においてされたものとはいえない。

おわりに

TAINSで、上記の判決を検索する場合のキーワードは、「第二次納税義務」「低額譲渡」「著しく低い額」「著しく低い額の対価」です。また、「徴法39」「地方税法11の8」といった法令コードでも検索することもできますので、ご活用ください。

収録内容に関するお問い合わせは
データベース編集室へ
TEL 03-5496-1416

資金繰りでご相談があるんですが...

売上は順調に伸びている。もっと利益を出すためには、どうすればよいでしょうか。

経営戦略を助けてくれる、いい業務パッケージはありませんか。

新規出店を計画している。大丈夫でしょうか。

来期の見通しが立たない。打開策はあるでしょうか。

経営提案できる会計事務所へ。
MJSは強力プロフェッショナルツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。
顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ

小規模事業者 → 中小企業

顧問先 表計算入力 → 出納帳 → 法人会計 → ACELINK NX-CE

「表計算出納帳」を会計事務所で作成し顧問先で入力
(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かれます)

経営のなにかにつけて、顧問先が頼りにするのは会計事務所です。

MJSイメージキャラクター 菊川 怜

提案型会計事務所へ、MJSがバックアップ!

会計事務所向けERPシステム

ACELINK NX-Pro

詳しくは今すぐ

ACELINK NX-Pro

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記憶くん、iCompass NX、MUSLINK NX-1、ミロクのかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

— 地域密着型全国ネットワークで最適な承継先を推薦! —
MJSの会計事務所 事業承継支援サービス

ご相談から、承継先の紹介、承継対価の算定、契約書の作成、承継完了まで誠心誠意ご支援します。
MJS会計事務所承継支援室に、ぜひご相談ください。

フリーダイヤル ☎0120-369-144 (平日9:00~17:30)
フリーファックス ☎0120-369-667

当社ホームページに「ご相談シート」を用意しております。 <http://www.mjs.co.jp/account/shoukei/>